

錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成26年4月21日(月) 午後3時00分から
- 開催場所 錦江町 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議事

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会務報告
- 第3 附議事項

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長 只今より平成26年度第1回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。
それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を10番平原委員と12番貫見委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。
次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。
「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。
お諮りします。会議資料のとおり、今回は20筆の利用集積計画についてを審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号1号から9号までを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号1号から9号までを説明いたします。
受付番号1号の貸し人は、K・Tさん M町在住の方です。申請地は、
田代麓字井手平3270番2、現況地目は台帳現況共に田、地積は1,787㎡です。
貸付期間は平成26年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は10a当たり5千円となっています。
借り人は、N生産組合さん M町に拠点を置く事業体です。経営状況は、構成員8、雇用が24人で、年間6,336日、自作地55,934㎡、小作地67,951㎡で、肉用牛、大豆、にんにく、野菜を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが3台、コンバインが2台、耕うん機が4台、草払い機が10台となっています。
担当調査委員は、1番近川委員です。

事務局 次に受付番号2号から5号につきまして説明します。この4件の貸し人は、K・Sさん、O市在住の方です。
申請地は、
2号が、神川字大馬瀬324番1、現況地目は台帳現況共に田、地籍は991㎡
3号が、神川字諏訪ノ前393番、現況地目は台帳現況共に田、地籍は1,116㎡
4号が、神川字城ノ下761番1、現況地目は台帳現況共に田、地籍は209㎡
5号が、神川字下牧979番、現況地目は台帳現況共に畑、地籍は3,513㎡
で、4筆の合計が5,829㎡となります。
貸付期間は、平成26年5月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で10万円となっています。
借り人は、N・Yさん、K自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者1、雇用が2人で、年間100日、自作地15,096㎡、小作地5,682㎡で、馬鈴薯、スナックエンドウ、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数280日、農業機械の所有状況は、トラクター1台、管理機2台、耕運機1台、軽トラック2台となっています。
担当調査員は、7番牧原委員です。

事務局 | 次に受付番号6号、7号につきまして説明します。この2件のの貸し人は、O・Hさん、I自治会在住の方です。
申請地は、
6号が、田代麓字川原迫1330番1、現況地目は台帳現況共に田、地籍は272㎡
7号が、田代麓字川原迫1331番1、現況地目は台帳現況共に田、地籍は243㎡
2筆の合計が515㎡となります。
貸付期間は、平成26年5月1日から平成36年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。
借り人は、I・Yさん、H自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者1、小作地17、266㎡で、生産牛を主体とした経営をされています。農業従事日数340日、農業機械の所有状況は、トラクター2台、タイヤショベル1台、ロールベアラー1台、ラッピングマシン1台、モア1台、テグダー1台となっています。
担当調査員は、9番樋渡委員です。

事務局 | 次の受付番号8号、9号は借り人が同一ですので、続けて説明いたします。まず、受付番号8号の貸し人は、I・Iさん、K自治会在住の方です。申請地は、田代川原字柴立ノ下244番 現況・地目は台帳・現況共に田、地籍は1565㎡
貸付期間は、平成26年5月1日から平成31年12月14日まで、貸付料は米（粳）で2俵となっています。

事務局 | 次の、受付番号9号の貸し人はM・Mさん、T自治会在住の方です。申請地は、田代川原字平石前189番、現況地目は、台帳・現況共に田、地籍は1,057㎡
貸付期間は、平成26年5月1日から平成31年12月14日まで、貸付料は5千円となっています。
受付番号8号、9号の借り人は、H・Mさん、H自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者1、補助者1、雇用が2人で60日、自作地1,307㎡、小作地1,725㎡で、水稻・インゲンを主体とした経営をされたいです。農業従事日数200日、農業機械の所有状況は、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台、動噴1台、軽トラック1台となっています。
担当調査委員は、12番貫見です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありました。順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
まず、受付番号1号を近川委員、お願いいたします。

1番近川委員 | 1番のK・Tさんの分でございますが、借り人が農事組合法人の生産組合となっておりますが、これも毎月のように出てきますが、農地の利用状況も良く管理され、意欲と能力は充分ございまして、いずれも条件は満たしているようでございます。何らさしつかえはないかと思っております。皆さん方のご検討をお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。
次の受付番号2号から5号についてを、7番牧原委員、お願いいたします。

7番牧原委員 | はい。報告いたします。この物件は3月末で合意解約をしまして、N・Yさんと新規に契約をしたものでございます。N・Yさんは農地の利用状況については、きれいに管理されておりまして申し分ないと思っております。常時従事されて、息子さんと2人で頑張っているらしいです。今ここにある通り、馬鈴薯、スナック、水稻、そして時期的にはレタスを作って、一生懸命頑張っているらしいです。何ら問題は無いかと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。
次の受付番号6号から7号までについてを、9番樋渡委員、お願いいたします。

9番
樋渡委員 報告いたします。6号、7号も借り人のI・Yさんは、O・Hさんの娘さんを貰っている方で、この川原迫の物件は1年ちょっと荒れていて、それを最近、竹も相当茂っていて、それを最近払って焼き払って、きれいにされて管理されています。それと稲村幸男さんは認定農家でもあり、機械等あらゆる面でノルマを達成されておりますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
次の受付番号8号から9号についてを、12番貫見委員、お願いいたします。

12番
貫見委員 報告いたします。8号、9号の借り人のH・Mさんは、田代でショッピングセンターを運営されておられて、店の方は後継者がいまして、その余裕を見て農業をしたいということで頑張っておられます。ショウガやニンニクなんかも作付されておられて、意欲と能力のある方で、農地の方も全てにおいて管理されておりますので、問題は無いと思っております。

議長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号1号から9号について、それぞれの担当委員から調査報告がございましたが、質問、異議はございませんか。

事務局 1つ聞いてもいいですか。Nさんは全部で10万円なんですが、これは田と畑ですよ。大体反当いくらぐらいという計算はあったんでしょうか。

7番
牧原委員 はい。前回ですね。この田んぼが諏訪ノ前の田んぼがこの分が3万7千円、神川のこの大馬瀬と城ノ下の分と2つの田んぼと、下牧の畑の分は反当1万円ということで、前回3万5千円。で、この3枚について全部で6万9千円ということで前契約をしまして、諏訪ノ前が3万7千円ということで、10万6千円だったんですけども、これをちょっと負けて頂いて、一応全部で10万円という形にしてもらいました。

事務局 はい。わかりました。
ありがとうございます。

議長 他に異議はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第1号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号1号から9号についてを採決します。

お諮りします。議案第1号のうち、受付番号1号から9号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、「議案第1号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号1号から9号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号10号から17号までを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号10号から17号について、説明いたします。

事務局 | まず、受付番号10号の貸し人は、K・Kさん、K自治会在住の方です。申請地は、馬場字新改田5, 264番、現況地目は台帳現況共に田、地積は657㎡です。貸付期間は平成26年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は7千円となっています。
借り人は、I・Mさん、H自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、自作地2, 148㎡で、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数200日、農業機械の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台、田植機1台、コンバイン1台となっています。

事務局 | 次の、受付番号11号の貸し人は、W・Yさん、H在住の方です。申請地は、馬場字山ノ口5356番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は1,708㎡です。貸付期間は平成26年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は1万5千円となっています。
借り人は、受付番号10号と同一のI・Mさんとなっています。

事務局 | 次の、受付番号12号から14号の貸し人は、K・Kさん、H自治会在住の方です。申請地は、
12号が、馬場字広畑4836番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は724㎡
13号が、馬場字広畑4836番2、現況地目は台帳現況共に田、地積は1717㎡
14号が、馬場字広畑4837番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は201㎡で、
3筆の合計が2,642㎡となっています。
貸付期間は平成26年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で、3万5千円となっています。
借り人は、受付番号10号と同一のI・Mさんとなっています。

事務局 | 次の、受付番号15号、16号の貸し人は、H・Sさん、H在住の方です。申請地は、
15号が、馬場字新改田5267番、現況地目は台帳現況共に田、地積は314㎡
16号が、馬場字新改田5231番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は334㎡で、
2筆の合計が648㎡となっています。
貸付期間は平成26年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で、7千円となっています。
借り人は、受付番号10号と同一のI・Mさんとなっています。
受付番号10号から16号までの担当調査員は、16番畠中委員です。

事務局 | 次の、受付番号17号の貸し人は、K・Hさん、K市在住の方です。申請地は、馬場字芝山487番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は771㎡です。貸付期間は平成26年4月21日から平成30年12月14日まで、小作料は3万円となっています。
借り人は、N・Kさん、T自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、自作地1,009㎡、小作地2,400㎡で、インゲン、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター1台、トラック1台、耕運機1台となっています。
担当調査員は、17番寺田委員となっています。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありました。順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
まず、受付番号10号から16号を、16番畠中委員、お願いいたします。

16番 畠中委員 Iさんは自動車の修理工場を経営されおられますが、どちらが本業か解らないほど農業に従事しておられます。田んぼ畑も良く管理されておられ、農業に対す意欲もあり、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
次に受付番号17号についてを、17番寺田委員、お願いいたします。

17番 寺田委員 受付番号17番のNさんについて説明申し上げます。昨年まで兼業農家であったわけですが、会社を辞められまして、今、奥さんと二人で一生懸命農業に取り組んでおられます。農機具、やる気、知識、すべて利用権を設定するにあたり何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号10号から17号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議はございませんか。

2番 鈴委員 Iさんの小作料はどういう計算をされていますか。

16番 畠中委員 たぶん米で払われているのをばお金に換算されているんじゃないかと思うんですけれども。

2番 鈴委員 米。米1俵ですか。全部が一つ値じゃねと思って、面積で計算をしてみると。おそらく飼料米で植えてあるはずじゃっでを。中で植えているはずだから一緒ぐらいやらせんどかいと思ったもんだから。面積からすればおわんとじゃねどかいと思ったもんだから。いけな計算をしたたあろかいと思ったもんだから。

16番 畠中委員 まあ、これは何年も前からずっと作付されている所なんです、前からの小作料金という事で、貸し人と相談されていると思うんですが。

事務局 反当1万ぐらいの感じじゃないでしょうか。計算は。

2番 鈴委員 この真中が2反6畝でしょ。

事務局 例えば農地の形状とかですよ。他のところは狭いですよ。そしたら法面とかそういうのを引いて実質面積で計算されている所とかあつたりしますので、反当1万円ぐらいで計算されていて、ただKさんの3筆については、面積がまとまった形で、続き番号ですよ、そういうことであれば、作業がしやすいということで若干多く貰っていることもあるかもしれません。

2番 鈴委員 はい。良いです。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第1号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号10号から17号についてを採決します。
お諮りします。議案第1号のうち、受付番号10号から17号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、「議案第1号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号10号から17号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 ここで、10番平原委員の退席を求めます。
(平原委員＝退席)

議 長 次に、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号18号から20号までを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号18号から20号について、説明いたします。

事務局 受付番号18号から20号の貸し人は、S・Kさん、Y自治会在住の方です。
申請地は、
18号が、馬場字寺前ノ上2043番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は539㎡
19号が、馬場字山ノ口下町1239番、現況地目は台帳現況共に田、地積は818㎡
20号が、馬場字山ノ口下町1247番1、現況地目は台帳現況共に田、地積は947㎡
で、3筆の合計が2304㎡となっています。
貸付期間は平成26年4月21日から平成29年12月14日まで、小作料は受付番号18号が米全部と、19号、20号合わせて2万円となっています。
借り人は、H・Sさん、Y自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、自作地4029㎡で、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業従事日数は250日、農業機械の所有状況は、軽トラック1台、トラクター1台、管理機2台となっています。
受付番号18号から20号までの担当調査員は、17番寺田委員です。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号18号から20号を寺田委員、お願いいたします。

17番 寺田委員 ご報告いたします。Hさんは、皆さんご存知のHさんでございまして、農機具、技術力、管理等もちゃんとされていて、何ら問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号18号から20号について、担当委員から調査報告がありました。質問、異議はございませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 異議なしと認めます。「議案第1号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号18号から20号についてを採決します。
お諮りします。議案第1号のうち、受付番号18号から20号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
| したがいまして、「議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
| 地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号 1 8
| 号から 2 0 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | ここで、1 0 番平原委員の入室を求めます。
| (平原委員=入室)

議 長 | 以上で平成 2 6 年度第 1 回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたしま
| す。

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

10番

12番

議事録調整者 折久木まり子